

南摩ダム・湯西川ダム・八ツ場ダム

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 6 2005年 8月31日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

県知事に対する訴訟（南摩ダム・湯西川ダム・八ツ場ダム）

第4回訴訟期日は9月 8日（木）10時～

財務会計行為に関する被告側の釈明が行われる見込み

宇都宮市長に対する訴訟（湯西川ダム）

第4回訴訟期日は9月21日（水）13時15分～

いずれも宇都宮地方裁判所302法廷で開かれます。ぜひ多くの会員の傍聴を！！

傍聴予定の方は、直接裁判所にお出かけになんでも大丈夫ですが、できれば2日前までに事務局にご連絡をいただければ助かります。裁判終了後、弁護士会館で担当弁護士による解説がおこなわれます。

☆湯西川ダム訴訟第3回頭弁論・05年7月6日（水）の記録

裁判長：柴田秀、裁判官：今井、馬場

原告弁護団：大木、米田、山口、須藤、若狭、針谷（復代理人）各弁護士

被告弁護団：渋川、阪口各弁護士

10時開廷

裁判長：原告から出されていた被告変更の申し立ては許可した。

4月20日付け準備書面を提出していただく。

原告から甲2号証の4が出ているが、これが写しですか。

原告弁：そうです

裁判長：被告は？

被告弁：争うことはありません

裁判長：被告からの主張は？

原告からの主張は？

原告弁：2週間前（6月23日付け）に書証の説明をお願いしたいと文書で出したが、誤解があったようで、被告からは既に公開請求に応じて開示しているとの返事しかなかった。こちらとしては、証拠としての提出だけではなく、むしろ、被告にそれらの書類を説明することにより被告の主張をしてもらいたいと考えている。

被告弁：この訴訟は原告側から主張立証すべきもので、まずは原告側で主張してもらいたい。それに対して被告側からの見解を述べたい。訴状を見た限りでは主張が抽象的である。被告側としては、いずれ態度は示したい。

裁判長：被告側には書類を出して欲しい。

被告弁：原告から事前に出された書面によると、資料は①から⑥までとあるが、これらは原告の手元にあるはずだ。原告から違法性を主張して欲しい。

原告弁：証拠として出しているが、説明して欲しいと言っている。

裁判長：この部分は求釈明しますか？

被告弁：ひとつひとつについては説明できるが、訴訟の目的からするとおかしいのではないか。

裁判長：この点について説明してほしいというなら、可能ということか。

被告弁：具体的にやってもらえばよい。

原告弁：訴状で違法性についても主張しており、訴訟のテーマ設定ということでは問題ないと考えている。主張が抽象的だというなら、この辺を具体的にと指摘してほしい。

裁判長：では被告から求釈明してほしい。

原告弁：それとは別個に、引き続き被告と直接交渉して、出す証拠や説明を求める事項についてやりとりをする。

裁判長：被告変更の申し立てにより被告が市長に変わったが、これまでと中身の共通するものは援用していただき、違う部分についてのみ（求釈明）するように。

裁判長：今日はここまで。次回は9月21日（水）13時15分からとする。

弁護士会館での説明会（大木、須藤、若狭、高橋各弁護士）

大木弁護士：訴状では湯西川ダムに宇都宮市が参加するのは違法だと主張している。市は利水が必要な理由及び負担額に見合った利益等を検討しているはずなので、それに関する書証で出し、その説明をすることで主張して欲しいと申し入れた。それに対し、被告側は、情報公開済みであると回答してきたが、こちらの主旨は、市の立場を説明すべきであるということである。

湯西川ダムでは、宇都宮市の負担としてダム建設費の他に、取水口の工事費用、浄水場までの導水管敷設費、浄水場の拡張整備費などで447億円がさらに必要ということが判っている。それが妥当かどうかについて、原告の石川税理士さんに分析をお願いしている。

☆7月6日、裁判説明会のあと大滝ダムのDVDを見ました

“ムダなダム”がここにもーー紀ノ川上流に建設された大滝ダム（奈良県）は、平成15年3月に完成しましたが、試験湛水をはじめた直後から、ダム上流約4kmの地区で家屋の壁や道路、擁壁、地面などに亀裂が発生したため、水位を下げる原因を調査しています。建設はしたもの、ダムに水を貯めることができないという“ムダなダム”がここにもありました。

☆7月31日、南摩ダム建設予定地で

自然観察会 “南摩川流域”ってどんなところ？と日弁連の懇談会を開催

自然観察会は「ムダなダムをストップさせる栃木の会」と「思川開発事業を考える流域の会」の共催。当日は天候にも恵まれ、会員・非会員・夏休み中の子ども達も含め参加者は17名。南摩地区の沢の一つである栗沢をフィールドにした自然観察会だった。6戸あった栗沢集落の建物はすべて取り壊されており、敷地の入口と思われる場所には黄色いロープが張られていた。

沢に沿った小道を、植物、野鳥、昆虫の専門家の説明を聞きながら歩いた。真夏という季節は自然観察には不向きということではあったが、野鳥では竹林の梢（ソングスポット）でさえずるホオジロや、コチャバネセセリを捕らえたムシヒキアブ、黄色の花が咲くトモエソウや梨の原種と言われるヤマナシの大木等々を観察したり、水のない南摩川とはいうものの、大雨の後でいつもより増水している沢に入つて涼んだり、ヘビトンボ、カワゲラ、トビケラなどの水生昆虫を捕らえたりして楽しんだ。

11時半頃にダムサイト予定地の広場に帰着して観察会のまとめをした。大きなオニグルミの木陰で、

観察会と日弁連公害対策・環境保全委員会の一行が一緒に持参の弁当を食べ、懇談した。日弁連の一行は早朝に関西、名古屋方面を出発し、宇都宮駅からは大木弁護士が同行し、バスをチャーターして南摩に入ったとのこと。ダムサイト直下の室瀬地区の住民である広田さんが、建設省・公団主催の「思川開発事業検討会」にはじめて参加した2001年当時の状況を報告した。室瀬の住民はダムの計画後、実に30年以上も経ってはじめて公団から説明があったという。洪水吐きが右岸、左岸と変わるたびに移転戸数がかわり、翻弄されてきた。当初、検討会への参加は断っていたが、事業に反対を唱える委員も何名かはいることを新聞報道で知り、第3回から参加することにした。しかし自治体の首長の選挙があつたりしてメンバーも入れ替わり、第3回の検討会では事務局がうんざりするほど延々と事業概要を説明するだけで議論の時間がほとんどなかったこと、まったく意見を述べない委員もあったこと、多くの人々に計り知れない影響を及ぼし、かつ貴重な自然をこわす事業、その上巨費を投じる事業を検討するのにこんなやり方で良いのかと憤りを感じたこと、そして現在では、住民訴訟と板荷地区の取水反対運動を「最後の砦」と考えていること等々を切々と訴えた。

1時半ころ、日弁連の一行は次の目的地の足尾を目指して出発し、観察会の一行は次回の観察会を秋に行うことを約して散会。

☆ダム建設予定地内に置き去りにされた40匹のねこ☆

7月31日の南摩ダム建設予定地での自然観察会をきっかけとして、この地区に飼い主に置き去りにされたねこが何十匹もいて、動物福祉協会のメンバーや獣医師が定期的に面倒を見に来ている、という事実が明らかになった。ダム建設の及ぼす思いがけない影響について、(社)動物福祉協会の栃木支部長・川崎亜希子さんから頂いた情報を要約する。

栃木県は行政側の取り組みの遅れなどもあり、避妊・去勢手術の啓発も遅れており、また虐待事件が何件か起きているなど課題の多い地域である。

栃木県の山間部のダム予定地にねこが40匹ほど置き去りにされている、という情報が入ったのは冬の寒い時期。該当地域の住民はすでに転居し、人家もない全くの山間部だという。会員数名で確認に行くと、携帯電話も圏外の山の林の中で、人気がないところ。たまに会うのはハンターばかりで、街中と違ひ雪もなかなか解けないような場所に、瘦せたねこたちがわらわらしているのに大変びっくりした。とりあえず持ってきたえさをあげると奪い合って食べている。缶詰40缶とドライフードもあつという間になくなってしまった。様子を見ると中にはかなり人懐こい子もいるし、明らかにペットショップで買ったような子もいる。避妊・去勢手術もしていない子ばかりのせいで、繁殖した子もいたようだが、現状を見る限り、元々この地域に住んでいた住人が置き去りにしたのはもう間違がなかつた。

緊急の手当として、これ以上増えて不幸な事態を招かないよう、会員でもある村上獣医師の全面的協力の下、避妊・去勢手術はほとんど終わらせた。しばらくの間のえさは何とか確保できた。ねこハウスも、会員のお手製でややましな状況になった。同時に、えさやりについて一時文句を言っていたらしい行政側とも、この事態こそが避妊・去勢の啓発を怠っていた行政不作為である旨、良くご理解いただき、お互い協力体制を築いていけるよう話し合いの場を持った。

しかし、これからどうするか・・・元はほとんどが飼い猫。すでに年を取ったねこもいて、さすがに永年一緒に暮らした子をどうして置き去りにしたのかやるせない気持ちでいっぱいになつた。

暖かいお家にいたはずなのに林の中の吹き曝しの場所で「どうしてこうなっちゃったのかな・・・」「いつもごはんは好きなだけ食べられたのに。今日もごはんがなかつた。明日は食べられるのかな・・・」ねこたちも必死に、本当に必死にその日を暮らしている。山間部のため、えさやりに通うことも不定期になりがちで、いつもおなかを空かせている。まだ会員が関わる以前、寒さと空腹のため罪のない多くの小さな命が消えたという話を、不憫に思ってえさをやりに来ていた人に聞いた。個人の力ではどうすることもできず、えさをやりに来る車が帰るときに追いかがって来る沢山のねこたちを見ながら心を痛めてばかりだったのだ。

《次ページに続く》

支部としても再発防止の啓発に尽力はするが、保護活動となるとすでに会員は限界状態に近い。精々約10頭。すべての子をつれて帰るのは難しい。置き去りにされたこの子達も、いつかやさしい愛情に包まれた家族に巡り会えるよう、支部としてもできるだけやっていきたいと思うが、いろいろな人のご協力とご理解、愛情が必要だ。里親希望の人や、えさのご寄付、会員になって下さるだけのことなども、とても大切なこと。これを読んで下さった皆様が、弱いものを切り捨てるのではなく、生まれてきてよかつたと思える社会にしたいと思って下されば、このような悲しい事態や、関わって悲しむ人が減ると私は思っている。

☆8月2日、栃木県弁護士会館で

ムダなダムをストップさせる栃木の会・総会が開かれました

総会で承認された会計報告を以下に掲載します

会計報告（2004年10月～2005年3月31日）

【収入の部】

科 目	金 額 (円)	備 考
会費およびカンパ 現金 振り込み	149,500 218,000	41名分(3,000～10,000) 55名分(1,000～10,000)
合 計	367,500	

【支出の部】

科 目	金 額 (円)	備 考
事務用品費	8,568	紙代、封筒、宛名ラベル他
印刷費	1,800	事務局だよりの印刷その他
通信費	48,500	郵便料金
振り込み手数料	5,010	手数料・印字代
合 計	63,878	

収入合計 367,500円

支出合計 63,878円

收支差額 303,622円

次年度へ繰り越し 303,622円（現金：90,632円、振込口座：212,990円）

8月2日の総会で、2005年度（2005年4月1日～）も会費は3000円ときまりました。振り込み用紙を同封しましたので、今年度の会費がまだの方はどうか会費の振り込みをお願いいたします。カンパも大歓迎です。今回の会報は、住民監査請求を出された方々で未だご入会いただいている方にも、お送りしています。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

小山市城東2-10-22

T E L 0285-23-8505

F A X 0285-22-5608

振替口座 00140-1-500609